

令和 7 年度

南相馬市既存住宅断熱改修支援事業

補助金申請の手引き

【受付・問合せ先】

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地

電 話：0 2 4 4 - 2 4 - 5 2 4 8

F A X：0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 4 7

e-mail：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

【受付・問合せ時間】

8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日を除く。

【申請受付期間】

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

令和 7 年 4 月

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

目 次

1 補助事業の概要

(1) 事業の趣旨	3
(2) 補助事業名	3
(3) 補助対象となる設備	3
(4) 補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額	3
(5) 審査について	3
(6) 公募スケジュール	3
(7) 実績報告書の提出期限	3

2 申請方法

(1) 申請及び実績報告までのフロー	4
(2) 提出書類	5
(3) 申請受付期間	5
(4) 提出方法	5
(5) 受付窓口	5

3 事業要件とその詳細

(1) 事業の要件	6
(2) 補助対象となる製品の要件	6
(3) 戸建住宅についての要件	7
(4) エネルギー計算結果早見表	9

4 補助対象経費と補助金交付申請額の算定

(1) 補助対象経費と補助金交付申請額の算定	10
(2) 補助対象経費と対象外経費の詳細	12

5 注意事項及びその他

(1) 既設の断熱材・窓・ガラスについて	1 3
(2) 取得財産等の処分について	1 3
(3) 交付決定について	1 3
(4) 計画変更について	1 3

6 提出書類

(1) 補助金申請時に申請に必要な書類	1 4
(2) 補助金申請時に申請に必要な書類の詳細	1 5
(3) 実績報告書の提出時に必要な書類	1 8
(4) 実績報告書の提出時に必要な書類の詳細	1 9
(5) 必要に応じて提出する書類及び詳細	2 0

7 各種申請書の記載例

(1) 交付申請書（様式第 1 号）	2 1
(2) 収支予算書（様式第 2 号）	2 2
(3) 既存住宅断熱改修総括表（様式第 3 号）	2 3
(4) 明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】（様式第 4 号）	2 4
(5) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第 5 号）	2 8
(6) 補助金変更・中止承認申請書（様式第 7 号）	2 9
(7) 実績報告書（様式第 9 号）	3 0
(8) 収支精算書（様式第 1 0 号）	3 1
(9) 実績報告確認写真（様式第 1 1 号）	3 2
(1 0) 施工証明書（様式第 1 2 号）	3 8
(1 1) 補助金交付請求書（様式第 1 3 号）	3 9
(1 2) 補助金財産処分等承認申請書（様式第 1 5 号）	4 0

1 補助事業の概要

(1) 事業の趣旨

南相馬市ゼロカーボン推進計画（以下「推進計画」という。）で掲げた 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標（基準年度（2013 年度）比 50%削減）の達成に向けて、推進計画の重点施策である住宅の省エネルギー化を推進するため、既存住宅の断熱改修に関する補助を実施するもの。

(2) 補助事業名

南相馬市既存住宅断熱改修支援事業（以下「本事業」という。）

(3) 補助対象となる設備

高性能建材（断熱材、窓、ガラス）及び玄関ドア

※中古設備は補助対象外とする。

(4) 補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額

①補助対象経費とは以下のものとする。

- ・補助事業の実施に必要な建築材料（高性能建材）の購入経費及び必要な工事に要する経費（消費税および地方消費税を除く）
- ・補助対象経費、補助対象外経費の詳細については、12 ページ「4 補助対象経費と補助金交付申請額の算定（2）補助対象経費と対象外経費の詳細」を参照すること。

②補助率と補助金の上限額は下表の通りとする。

補助率	補助金の上限額
補助対象経費の 1/3	交付上限額は 120 万円とする。 ただし玄関ドアについては上限 5 万円とする。

(5) 審査について

- ・期間内に到着した順に審査を行い、申請書類の到着日から 2 ～ 3 週間程度を目途に交付決定を行う。（申請書類に不備・不足がある場合はこの限りではない）
- ・公募期間中であっても申請件数が予算額に達した時点で公募を終了とする。

(6) 公募スケジュール

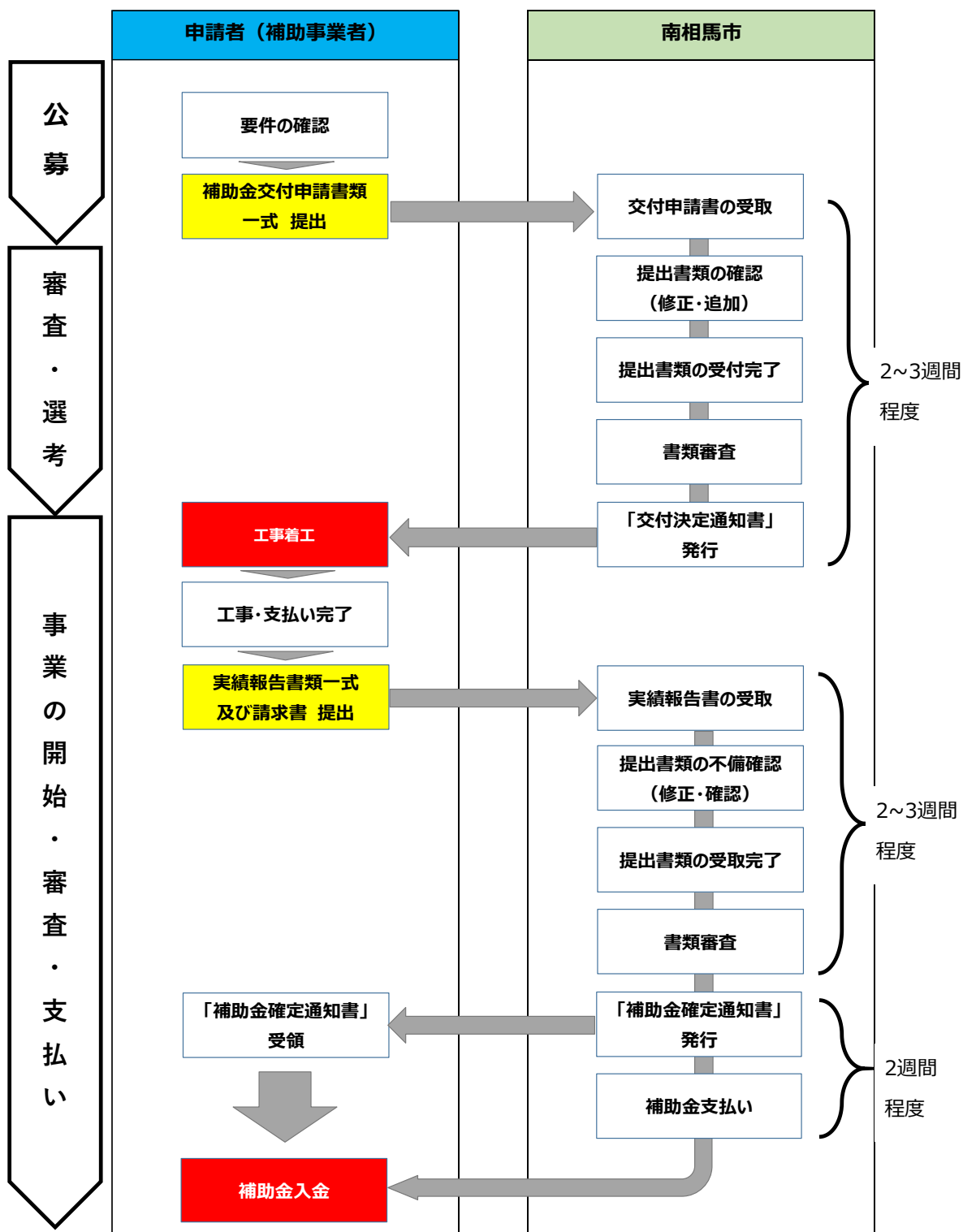
令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

(7) 実績報告書の提出期限

事業の完了の日（本事業に係る一連の工事が完了した日）から起算して 1 カ月以内。
又は交付決定の日が属する年度の 3 月 19 日の「いずれか早い日」

2 申請方法

(1) 申請及び実績報告までのフロー



(2) 提出書類

提出書類については14ページ「6 提出書類」を参照すること。

(3) 申請受付期間

受付期間：令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

※月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで

（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日は受付いたしません。）

(4) 提出方法

①申請書を環境政策課脱炭素社会推進係（市役所西庁舎1階）まで持参する方法

②郵送する方法

郵送先：〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地 西庁舎1階
南相馬市環境政策課脱炭素社会推進係 宛

※必ず申請時提出書類チェックリストを添付してください。

※不備のある書類は受付できません。（原則返送となります）

(5) 受付窓口

○南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所西庁舎1階

電 話：0244-24-5248

FAX：0244-24-5347

(1) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業の対象とする。

- ① 申請者本人が常時居住する住宅であること。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に居住した後、住民票の写しを提出すること。
- ② 申請者本人が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを提出すること。
- ③ 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしても交付対象としない。
- ④ 既存住宅の高性能建材(断熱材、窓、ガラス)を用いた断熱改修であること。
- ⑤ 各提出書類に必要な記載については、21ページ「7 各種申請書の記載例」をよく確認して作成すること。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について「クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

(2) 補助対象となる製品の要件

①断熱材・窓・ガラス

- ・ 導入する製品については、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であること。詳細は下記ホームページを確認すること。＜補助対象製品はホームページ（<https://ekes.jp/>）＞
- ・ 断熱材については、さらに以下 1)と 2)の条件を満たすこと。
 - 1)表 1 の性能値を満たすこと。（重ね貼りも可とする。）
 - 2)熱伝導率（λ値）が 0.042 以上の断熱材（グレードが D4 のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

表 1 部位別の必要な性能値

熱抵抗値（R値）		
天井	外壁	床
2.7以上	2.7以上	2.2以上

②玄関ドア

玄関ドアはガラス・窓・断熱材と同時に改修する場合のみ補助対象とし、以下のいずれかの要件を満たすこと。

1)熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であること。（注記 1）

2)戸と枠の組み合わせが下記の表 2 のとおりであること。

- ・市場投入され一般に入手できる製品であること。
- ・欄間付き、袖付きは補助対象外とする。（注記 2）

（注記 1） 熱貫流率を示すことができない場合は、表 2 の組み合わせ製品とする。

（注記 2） 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用すること。

表 2 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製ハニカム フラッシュ構造		金属製 またはその他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外
金属製または その他	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外

（用語の説明）

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ 60mm 以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造（建具）】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

（3）戸建住宅改修についての要件

①改修する居室等と部位について

1)改修する部位は、9 ページの「表 3 エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、

最低改修率の要件を満たすこと。表に記載のない組み合わせについては対象としない。

○改修率の計算

$$\text{改修率（\%）} = \frac{\text{補助対象床面積合計（m}^2\text{）}}{\text{延べ床面積（m}^2\text{）}} \times 100$$

- 2)居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。
居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。
- 3)早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。
- 4)玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としない。
- 5)断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とする。

②窓・ガラスの工法及び施工について

- 1)窓の改修工法は、カバー工法窓取付※1・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。
なお、ガラス交換は熱貫流率（Ug 値）1.5 以下の製品（グレードが G0 又は G1）に限り補助対象とする。
- 2)以下の窓は改修を要件としない。
 - A) 換気小窓※2
 - B) 300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓
 - C) 換気を目的としたジャロジー窓
 - D) ガラスブロック
- 3)窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。
ただし、ガラスの面積がドア面積の 50%以上の補助対象製品（登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。
- 4)天窓は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とする。
※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。
※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

③断熱材の施工について

- 1)天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としない（天井全体面積の最大 15%まで）。
- 2)床改修※3 において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としない。
※3 外気に接する張出し床（ガレージ上部や玄関ポーチ上部等）及びその他の床（外気に通じる

床裏に接する床)をいう。

④玄関ドアの改修について

- 1)玄関ドアを改修する場合は【6ページ(2)補助対象となる製品の要件】における②玄関ドア】に記載されている要件を満たすこと。
- 2)押入れ等は面している居室等に属するものとする。

(4) エネルギー計算結果早見表

表3 エネルギー計算結果早見表

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率(%)
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
3部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25
	3	天井	外壁	床		25
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25
2部位	6	天井	外壁			25
	7	天井		床		25
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25
	9		外壁		窓の改修	40
	10		外壁		ガラスの改修	40
	11		外壁	床		40
	12			床	窓の改修	40
	13			床	ガラスの改修	40
1部位	14				窓の改修	100

<早見表の見方>

天井、外壁、床、窓・ガラスの項目から断熱改修を実施する部位を数える。

例) 天井、外壁、床、窓・ガラスの改修を行う場合の断熱部位数は「4」となる。

例) 天井、外壁改修を行う場合の断熱部位数は「2」となる。

※上記の早見表に記載のない組み合わせについては補助の対象としない

4 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

(1) 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

A)断熱材・窓・ガラスの補助対象経費は、各改修部ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計とする。

$$\text{補助対象経費（円）} = \text{C)施工面積（㎡）} \times \text{D)基準単価（円/㎡）}$$

B) 見積書による補助対象製品の購入費等の補助対象経費（税抜）

※ A と B) の算定方法で算出した補助対象経費を比較して、いずれか低い金額が補助金交付申請額の基となる補助対象経費となります。

補助金交付申請額（円）＝補助対象経費（円）×1/3

詳細は 2 ページ (4) 補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額 参照

C) 施工面積について

- ・ 建築図面等を基に表 5 より算出した面積を適用する。

(表 4) 施工面積の算出表

改修部位・改修工法		施工面積
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影※1した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さ×外壁の高さ（2.4m※2）と壁比率（0.75※3）を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積※4
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計を施工面積とする。
ガラス	カバー工法	
	ガラス交換	導入予定のガラスの幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計

- ・ 天井、外壁及び床の施工面積を算出する際は、各階の面積合計の小数点以下第 3 位を切捨てること。

※1 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とする（平面図の天井の求積図により算出）。

※2 外壁の各階の高さは一律 2.4mとする。

※3 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律 0.75 とする（開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む）。

※4 基礎断熱においても、改修する床の合計面積を算出すること。

D) 基準単価について

- ・ 補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた表 5 に示す単価をいう。
- ・ グレードとは各製品を性能値別に区分したもの。
- ・ 断熱材は熱伝導率（λ値）、窓・ガラスは熱貫流率（U 値）により設定する。

なお、異なるグレードの断熱材を 2 層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1＞D2＞D3＞D4）※5 として一つの基準単価のみを適用すること。

※5 基準単価表 表 5-1 断熱材のグレードを参照すること。

【基準単価表】

表 5 - 1 断熱材

(単位:円/㎡)

グレード () 内はλ 値	基準単価		
	天井	外壁	床
D1 (0.022以下)	5,000	7,000	7,500
D2 (0.023~0.032)	4,000	6,000	6,500
D3 (0.033~0.041)	3,000	5,000	5,500
D4 (0.042以上)	2,000	-	-

表 5 - 2 窓・ガラス

(単位:円/㎡)

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付※1・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラスの交換	
グレード () 内はUw値	基準単価	グレード () 内はUw値	基準単価	グレード () 内 はUg値	基準単価
W1 (1.3以下)	60,000	W5 (2.3以下)	30,000	G0 (1.1以下)	50,000
W2 (1.4~1.6)	55,000				
W3 (1.7~1.9)	50,000			G1 (1.2~1.5)	40,000
W4 (2.0~2.3)	40,000				

※1 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」

のホームページに記載されている「カバー工法窓」の製品を使用すること。

カバー工法窓とは、断熱リフォームの補助対象製品一覧に「建具の仕様・改修工法が「〇〇・カバー(△△)」と記載されている製品のことをいう(〇〇、△△にはそれぞれ建具の仕様、用途等が入る)。

表 5 - 3 玄関ドア

交付上限額
50,000円

（２）補助対象経費と対象外経費の詳細

- ・ 補助事業の実施に必要な建築材料の購入経費及び必要な工事に要する経費

経費区分	項目
補助対象経費	・ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」が公表している補助対象製品の購入費 ・ 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・ 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材 ・ 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費（場内集積まで） ・ 補助対象経費を算出するための実測費
補助対象外経費	・ 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・ 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・ クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・ 諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費

【その他】

- ・ 金融機関に対する振込手数料は補助対象外とする。
- ・ 消費税及び地方消費税額は補助対象経費外とする。
- ・ 申請手数料は補助対象外とする。

（１）既設の断熱材・窓・ガラスについて

申請する既存住宅に、交付申請時に既に一部取り付けであるガラス・窓・断熱材が、補助対象製品一覧に掲載されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。

ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外とする。

原則、以下の書類を全て提出すること（交付申請書提出の際に PDF で提出すること）。

- ・ 建築士による証明書
- ・ 補助対象製品一覧に掲載されている製品名、登録番号、及び建築士登録番号、建築士の氏名を記載し、押印をした証明書（任意様式）
- ・ 建築士免許の写し
- ・ 該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等
- ・ 該当する製品が設置されている場所を示す平面図
- ・ 該当する製品の現況写真
- ・ その他、市より必要な書類を求める場合がある

（２）取得財産等の処分について

①補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

②補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む）を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

また、耐用年数の期間内に取得財産等の処分をするときは、あらかじめ「既存住宅断熱改修支援事業補助金財産処分等承認申請書」（様式第15号）を提出し、その承認を受けること。

（３）交付決定について

補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を求める場合がある。

（４）計画変更について

補助事業者は交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときは速やかに補助金変更・中止承認申請書（様式第7号）を提出すること。

6 提出書類

(1) 補助金申請時に申請に必要な書類

補助金の申請をされる場合は、下記の提出書類をご提出ください。

※南相馬市ホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

【申請時提出書類】

○：全員提出 △：該当者のみ提出

NO	書類名	様式	該当者	チェック 欄 ☑
①	交付申請書	様式第1号	○	
②	収支予算書	様式第2号	○	
③	既存住宅断熱改修総括表	様式第3号	○	
④	明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】	様式第4号	○	
⑤	暴力団員等でない旨の誓約書	様式第5号	○	
⑥	改修予定の建物位置図	任意様式	○	
⑦	各階の改修場所を示した施工前の平面図、立面図、求積図、 求積表	任意様式	△	
⑧	姿図 (ガラスの改修を行う場合のみ)	任意様式	△	
⑨	既存住宅の全景、改修を行う窓、玄関ドア等の工事着手前の現況 写真(該当箇所のみ)	任意様式	○	
⑩	見積書の写し及び対象設備のカタログ等の写し (なお、見積書については原則2社以上から取得し価格を比較すること。ただし、特定の事 業者でしか対応ができない旨の理由書を提出する場合は、この限りではない)	任意様式	○	
⑪	住民票の写し (居住予定を除く)	-	○	
⑫	対象住宅の登記事項証明書	-	○	
⑬	市税の完納証明書 (市税等の滞納がない証明書)	-	○	
⑭	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△	

（２）補助金申請時に申請に必要な書類の詳細

①交付申請書（様式第 1 号）

- ・市が指定する交付申請書に記入すること。

②収支予算書（様式第 2 号）

- ・市が指定する収支予算書に記入すること。

③既存住宅断熱改修総括表（様式第 3 号）

- ・必要事項をもれなく入力すること。

④明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】（様式第 4 号の 1～3）

- ・製品区分ごとに入力すること。
- ・明細書と総括表（様式第 3 号）、平面図の整合性が取れていること。
- ・求積表の番号、平面図の窓番号、ガラス番号を記入すること。

⑤暴力団員等でない旨の誓約書（様式第 5 号）

- ・申請者本人が署名すること。

⑥改修予定の建物位置図（任意様式）

- ・建物の配置や敷地との位置関係を示したもの。

⑦各階の改修場所を示した施工前の平面図、立面図、求積図、求積表（任意様式）

1)平面図

A)改修前平面図

- ・改修前の 1/100～1/50 程度の平面図（改修しないフロアも含む）に「改修前」の表記及び、方位を示して提出すること。
- ・寸法を明記すること。

B)改修後の平面図

- ・改修後の 1/100～1/50 程度の平面図（改修しないフロアも含む）に「改修後」の表記及び、方位を示して提出すること。
- ・寸法を明記すること。

また、窓・ガラスの改修がある場合は明細書に記載した番号と同じ番号を明記すること。
と。

- ・平面図の番号は製品区分毎（断熱材の場合は部位毎）に振り分けて記載すること。

2)立面図

- A)施工範囲がわかるように東西南北 4 面がわかるものを提出すること。

3)求積図、求積表

- A)総括表に記載される延べ床面積を示したもの。算定式も明記すること。

B)補助対象床面積を示したもの。改修率の算定式・改修率も明記すること。

【改修率＝(補助対象床面積合計／延べ床面積)×100】

なお、補助対象床面積部は、平面図に着色や網掛けで明示したものとすること。

C)部位ごとに、断熱材の施工面積を示したもの。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。

また、求積図に番号を記載し、明細書の求積表番号・施工面積と整合がとれていること。

⑧姿図（ガラスの改修を行う場合のみ）（任意様式）

- ・ガラスの改修（ガラス交換、カバー工法）をする場合のみ提出すること。

なお、内観図で記載し寸法も入れること。

- ・窓番号・ガラス番号を記載し、明細書の窓番号・ガラス番号と整合がとれていること。

⑨既存住宅の全景、改修を行う窓、玄関ドア等の工事着手前の現況写真（該当箇所のみ） （任意様式）

1)既存住宅の全景写真

- ・道路等から住宅の全景が確認できるもの。
- ・実績報告時に比較できるよう撮影すること。

2)改修工事を実施する部位毎の工事前写真

- ・明細書（様式第4号）に記載した平面図番号が記載されていること。

A)窓（または玄関ドア）断熱の場合

- ・室内側から撮影すること。
- ・窓全体が見えるように、正面ではなく斜めから窓を撮影すること。

B)窓以外の断熱改修の場合

- ・工事前の断熱材の種類、厚さを分かる範囲で記入すること。

C)改修対象としない（改修要件とならない）窓がある場合は、以下を提出すること。

- ・「換気小窓」「換気を目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることが確認できる写真。
- ・「300mm×200mm以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真。

⑩見積書の写し及び対象設備のカatalog等の写し（任意様式）

- ・見積書の宛名が申請者と同一名であること。
- ・見積書には費用・費目の詳細を記し、補助対象経費であることが分かるように、備考欄等とその旨（「補助対象」等）を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。
- ・製品区分毎に記入すること。
- ・窓、ガラスの改修の場合は、それぞれの寸法が記載されているカatalog等の写しを提出すること。
- ・断熱材の改修の場合は、見積書への施工面積の記載及び厚さが記載されているカatalog等の写しを提出すること。

また、見積書については原則 2 社以上から取得し価格を比較すること。ただし、特定の事業

者でしか対応ができない旨の理由書を提出する場合は、この限りではない。
なお、理由書は任意様式とする。

⑪住民票の写し（居住予定を除く）

- ・ 3 カ月以内に発行されたもの。
- ・ 本事業の工事対象住宅の住所のもの。
- ・ マイナンバーが記載されていないもの。

※なお、居住予定の場合は完了報告時に提出すること。

⑫対象住宅の登記事項証明書

- ・ 建物の登記簿謄本の原本
- ・ 補助対象工事を行う建物の所有者及び建物の種類が確認できること。

⑬市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書）

- ・ 直近のもの（発行後 3 ヶ月以内のもの）。
- ・ 市民課の窓口で発行しております。

※納税証明書ではありませんので、ご注意ください。

⑭その他市長が必要と認める書類（任意様式）

- ・ 必要に応じて、適宜対応すること。

(3) 実績報告書の提出時に必要な書類

実績報告時には下記の提出書類をご提出ください。

※南相馬市ホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

【実績報告時提出書類】

○：全員提出 △：該当者のみ提出

NO	書類名	様式	該当者
①	実績報告書	様式第9号	○
②	領収書の写し及び領収書内訳書の写し	任意様式	○
③	契約書の写し	任意様式	○
④	収支精算書	様式第10号	○
⑤	実績報告確認写真	様式第11号	○
⑥	施工証明書	様式第12号	○
⑦	補助金交付請求書	様式第13号	○
⑧	その他市長が必要と認める書類	任意様式	△

（４）実績報告書の提出時に必要な書類の詳細

①実績報告書（様式第 9 号）

- ・市が指定する報告書に記入すること。
- ・提出に当たっては、「交付番号」（交付決定通知書に記載）を必ず入力してください。
交付番号例：南相馬市指令環政第〇〇号
- ・事業完了の日（本事業に係る一連の工事が完了した日）から起算して 1 か月以内又は交付決定の日が属する年度の 3 月 1 9 日いずれか早い日までに提出すること。

②領収書の写し及び領収書内訳書の写し（任意様式）

- ・申請者の氏名、領収日、発行者名の記載があるもの。
- ・領収書の金額が、申請時に提出した総括表（様式第 3 号）の「補助対象経費」の金額と一致すること。

③契約書の写し（任意様式）

- ・申請者の氏名、住所、改修工事場所、押印、契約日等を確認できる「工事請負契約書もしくは注文書・注文請書のセット」の写し。
- ・申請者名義の契約であること。

④収支精算書（様式第 1 0 号）

- ・市が指定する収支精算書に記入すること。
- ・申請時に提出した収支予算書書（様式第 2 号）と整合性がとれること。

⑤実績報告確認写真（様式第 1 1 号）

- ・改修工事を行った部位毎の工事後現況写真であること。
- ・申請時に提出した明細書（様式第 4 号）に記載した平面図番号が記載されていること。

A)窓（または玄関ドア）の場合

- ・室内側から撮影すること。
- ・申請時に提出した「工事着手前の現況写真」と同じ角度で撮影したものであること。
- ・内窓の場合は、二重窓であることが分かるように（内窓を半分開けて引き違うなど）撮影すること。
- ・写真を引き伸ばす等の加工をしていないこと。

B)断熱材の場合

- ・仕上材施工前の工事部位の断熱材を撮影すること。
- ・同じ箇所に断熱材を複数使用する場合は、使用する断熱材が全て見えるように撮影すること。
- ・工事後の断熱材の書類、厚さを記載すること。

⑥施工証明書（様式第 1 2 号）

- ・市が指定する様式に記入すること。
- ・製品名等は申請時に提出した明細書（様式第 4 号）と照合できるように記入すること。

⑦補助金交付請求書（様式第 13 号）

- ・実績報告書に併せて提出すること。

⑧その他市長が必要と認める書類

- ・必要に応じて、適宜対応すること。

（５）必要に応じて提出する書類及び詳細

①補助金変更・中止承認申請書（様式第 7 号）

- ・補助金申請内容に変更（中止）が生じた場合提出すること。
- ・導入設備及び金額に変更が生じた場合は総括表（様式第 3 号）及び明細書（様式第 4 号）の修正版を提出すること。

②補助金財産処分等承認申請書（様式第 15 号）

- ・耐用年数の期間内に取得財産等の処分をするときは、あらかじめ申請書を提出し、その承認を受けること。

③「5 注意事項及びその他（1）既設の断熱材・窓・ガラスについて」に記載の書類

- ・必要に応じて提出すること

7 各申請書の記載例

(1) 交付申請書(様式第1号)

提出日を記入してください。

様式第1号(第5条関係)

令和○年 ○月 ○日

南相馬市長

申請者住所 南相馬市原町区本町○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

既存住宅断熱改修支援事業補助金交付申請書

南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

様式第3号の補助対象経費合(A)
と同額を記載してください。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費

2,455,590 円

補助金交付申請額

818,000 円

様式第3号の適用補助算定額(C)
と同額を記載してください。

2 添付書類

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 既存住宅断熱改修総括表(様式第3号)
- (3) 明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】(様式第4号の1～様式第4号の4)
- (4) 暴力団員等でない旨の誓約書(様式第5号)
- (5) 改修予定の建物位置図
- (6) 各階の改修場所を示した施工前の平面図、立面図、求積図及び求積表
- (7) 姿図(ガラスの改修を行う場合のみ)
- (8) 既存住宅の全景、改修を行う窓、玄関ドア等の工事着手前の現況写真(該当箇所のみ)
- (9) 見積書の写し及び設置機器のカタログ等の写し
- (10) 住民票の写し(居住予定を除く)
- (11) 対象住宅の登記事項証明書
- (12) 市税の完納証明書(市税等の滞納がない証明書)
- (13) その他市長が必要と認める書類

(2) 収支予算書（様式第2号）

様式第2号（第5条関係）

収支予算書

様式第1号の補助金交付申請額と同額を記載してください。

収入の部

区分	予算額	摘要
市補助金	818,000 円	
自己資金	〇〇〇〇〇〇円	
合計	〇〇〇〇〇〇円	

様式第1号の補助金交付申請額と自己資金額を合計した金額を記載してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

2 支出の部

区分	予算額	摘要
事業費用	〇〇〇〇〇〇円	
合計	〇〇〇〇〇〇円	

上記、収入の部の合計金額と同額を記載してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

(3) 既存住宅断熱改修総括表 (様式第3号)

様式第3号(第5条関係)

既存住宅断熱改修総括表

申請者氏名 **南相馬 太郎**

…申請者入力欄 …自動計算

＜補助対象＞ **工事対象住宅に該当する工法を選択してください。**

求積表で算出した各面積を転記してください。
改修率は自動計算されます。

工法(プルダウンより選択)	木造(軸組工法)					
築年数	15					年
床面積	1階	65.28	m ²	2階	70.75	(小数点第2位まで、3位切捨て)
	3階		m ²	地下		(小数点第2位まで、3位切捨て)
延床面積	136.03					m ² (小数点第2位まで、3位切捨て)
補助対象面積合計	115.23					m ² (小数点第2位まで、3位切捨て)
改修率	85					% (小数点第1位切捨て)

＜エネルギー計算＞

部位数	4	部位	
組み合わせ番号	1		

補助金の手引き 9 ページに記載のエネルギー計算結果早見表を参照の上、記入してください。

＜補助金交付申請額の算出＞

※様式第4号「明細書」を先に入力してください。

【補助対象経費】

・明細書にある＜補助対象経費の算出＞を基に、改修部位ごとの補助対象経費の合計を下表に入力してください。

建材名	補助対象経費(円)
断熱材	計 1,264,940 円
窓	計 1,003,850 円
ガラス	計 36,800 円
玄関ドア	計 150,000 円
補助対象経費合計(A)	計 2,455,590 円
補助率による計算(B) [(A) × 1/3] ※ 1,000円未満切捨て	計 818,000 円
適用補助算定額(C) ※(B)又は120万円のいずれか低い金額	計 818,000 円

各明細書から自動計算されます

見積書による補助対象経費と比較し、
いずれか低い金額を記入してください。

様式第1号「交付申請書」

補助事業に要する経費及び補助金交付申請額に転記してください

補助金交付申請額	818,000 円
----------	-----------

(4) 明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】(様式第4号)

様式第4号の1 断熱材

様式第4号の1(第5条関係)

申請者氏名 **南相馬 太郎**

明細書【断熱材】

・求積表番号は求積表との整合性をとって入力してください。

申請者入力欄 自動計算

補助対象製品一覧に掲載している製品名を省略せずに入力してください。

※複数枚に及ぶ場合
1 / 1 ページ

第1位まで、2位切捨て
(計算)

該当する種別をプルダウンより選択してください。

<選択肢> 吹込・吹付 吹込・吹付以外

部位	種別	吹込・吹付	吹込・吹付以外	製品名	メーカー	グレード	断熱率 (λ値)	厚み (mm)	断熱抵抗 (R値)	合計 断熱抵抗	施工面積(m ²)
天井	②	吹込・吹付		DXYZA11GW3	△△△株式会社	△△△△△△△△△△	D3	0.036	100	2.7	38.09
											m ²
	③	吹込・吹付		DABCD11G		△△△△△△△△△△	D4	0.052	150	2.8	23.60
											m ²
外壁	①～⑧	吹込・吹付以外		DABCD21PE3	株式会社△△△	△△△△	D3	0.038	105	2.7	116.29
											m ²
											m ²
											m ²
床	①～④	吹込・吹付以外		DABCD31PH2	株式会社△△△	△△△△△	D2	0.028	65	2.3	61.90
											m ²
	⑤～⑥	吹込・吹付		DXYZA21G83	△△△株式会社	△△△△△△△△△△	D3	0.036	80	2.3	8.07
											m ²
	⑧	吹込・吹付以外		DABCD31PH2	株式会社△△△	△△△△△	D2	0.028	65	2.3	1.65
											m ²

求積表と整合性をとって入力してください。

公募要領 P7 表 1 の性能値を満たしているか確認してください。

求積表で求めた施工面積を転記してください。

製品・仕様が同じものは1行にまとめて記載してください。

<補助対象経費の算出>

部位	求積表 番号	グレード	施工面積(m ²)	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
天井	①	D3	38.09	m ² x	3,000 円	114,270 円	176,350 円
	②	D3	4.96	m ² x	3,000 円	14,880 円	
	③	D4	23.60	m ² x	2,000 円	47,200 円	
外壁	①～⑧	D3	116.29	m ² x	5,000 円	581,450 円	581,450 円
				m ² x			
				m ² x			
床	①～④	D2	61.90	m ² x	6,500 円	402,350 円	457,460 円
	⑤～⑥	D3	8.07	m ² x	5,500 円	44,385 円	
	⑧	D2	1.65	m ² x	6,500 円	10,725 円	
合計						1,215,260 円	

上記の明細書をもとに自動計算されます。

様式第4号の1については2シート目まで用意してあります。
それでも行が足りない場合は、シートをコピーして作成してください。(行の挿入不可)
申請に関係ないシートであっても削除しないでください。

様式第 4 号の 4 玄関ドア

様式第4号の4(第5条関係)

申請者氏名 南相馬 太郎

明細書【玄関ドア】

申請者入力欄 自動計算

＜見積書の補助対象経費＞

改修工法	玄関ドア	下記製品は、ランマ付きタイプ、袖付きタイプでないことを確認済み	■
------	------	---------------------------------	---

メーカー名	商品名(シリーズ名)	開閉タイプ	断熱仕様	本体型番	適合番号	金額(円) [税抜]〔①〕
〇〇〇〇株式会社	玄関〇〇〇〇〇〇	親子ドア	〇〇仕様	000	A	343,000

見積書による補助対象経費(購入費及び工事費)を入力してください。

- ・本体型番は戸(ドア本体)の形状やデザインが確認できる番号を入力してください。
- ・適合番号は、公募要領 P7に記載されている1)～3)の該当する要件を必ず選択してください。

＜補助対象経費の算出＞

玄関ドアの補助対象経費 (①の合計と15万円のいずれか低い金額)
150,000 円

上記の明細書をもとに自動計算されます。

(5) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第5号）

様式第5号（第5条関係）

暴力団員等でない旨の誓約書

私は、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団員等でないことを誓約します。

提出日を記入してください。

令和○年 ○月 ○日

断熱性能がわかる記号（D2,K3

等）、

又は熱貫流率を入力してください。

が記入してください。

住 所 南相馬市原町区本町○丁目○番地

申請者 氏 名 南相馬 太郎

電話番号 0244-24-5248

(6) 補助金変更・中止承認申請

提出日を記入してください。

様式第7号（第7条関係）

令和○年 ○月 ○日

南相馬市長

申請者住所 南相馬市原町区本町○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

既存住宅断熱改修支援事業補助金変更・中止承認申請書

南相馬市既存住宅

「交付決定通知書」に記載された交付決定日及び交付番号を記載してください。

中止したいので、承認されたく申請します。

補助金の交付決定 年月日及び番号	令和○年 ○月 ○日付け南相馬市指令 第 ○○○ 号
変更・中止の内容	交付決定後に申請内容が変更・中止となった場合、変更・中止の内容を記載してください。 変更・中止となった理由を具体的に記載してください。
変更・中止の理由	

(7) 実績報告書（様式第9号）

提出日を記入してください。

様式第9号（第10条関係）

「交付決定通知書」に記載のある交付決定日及び交付番号を記載してください。

令和○年 ○月 ○日

申請者住所 南相馬市原町区本町○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

既存住宅断熱改修支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け南相馬市指令 第 号で交付決定の南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金を完了したので、南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金第10条の規定により報告します。

事業完了の日付を記入してください。

報告する設備等	既存住宅断熱改修
工事した住宅の住所 (住居表示)	南相馬市
完了日	令和○年 ○月 ○日
補助金交付額	

補助金交付額と同額を記載してください。

添付資料

- (1) 領収書の写し及び領収書内訳書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 収支精算書（様式第10号）
- (4) 実績報告確認写真（様式第11号）
- (5) 施工証明書（様式第12号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(8) 収支精算書(様式第10号)

様式第10号(第10条関係)

様式第9号の補助金交付額と同額を記載してください。

収支精算書

1 収入の部

区分	精算額	摘要
市補助金	818,000 円	
自己資金	〇〇〇〇〇〇円	
合計	〇〇〇〇〇〇円	

様式第9号の補助金交付額と自己資金額を合計した金額を記載してください。

上記、収入の部の合計金額と同額を記載してください。

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

2 支出の部

区分	精算額	摘要
事業費用	〇〇〇〇〇〇円	
合計	〇〇〇〇〇〇円	

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

(9) 実績報告確認写真(様式第11号)

様式第11号の1 建物全景

様式第11号の1(第10条関係)

申請者名 南相馬 太郎

実績報告確認写真

(1 / 1 ページ)

※ボード等の文字が鮮明に読み取れるものであること。

※不鮮明な写真は提出書類として認められない。写真の不備、不足の場合は再撮影を求めると注意すること。施工前写真は再撮影ができないため、特に注意すること。

交付決定番号	第 〇〇〇 号	申請者名	南相馬 太郎
--------	---------	------	--------

改修内容	ガラス	改修	
	☐ ガラス交換	☒ カバー工法窓取付・外窓交換	☒ 内窓取付
		☒ 天井全面	☒ 床
			☒ 玄関ドア

【建物全景(改修後)】



- ・建材(断熱材、窓、玄関ドア)・設備ごとに整理し、「実績報告確認写真」にデータで貼り付けてください。
- ・改修部位ごとに必要事項を入力してください
- ・原則、施工前・施工後写真は同じ位置、同じ方向からカラーで撮影してください。

様式第 1 1 号の 2 断熱材（天井）

実績報告確認写真（断熱材）

ページ数を入力してください。 (1 / 3 ページ)

※ボード等
※不鮮明な
必要事項を全て入力してください。

再撮影を求めるので注意すること。施工前写真は再撮影ができないため、特に注意すること。

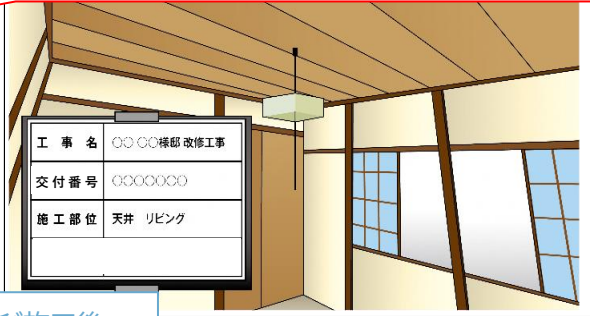
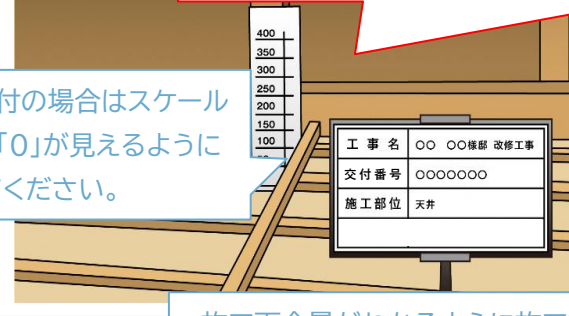
施工部位	天井
設置場所	2階天井(裏面)
使用製品	断熱材(吹込・吹付)
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

施工部位	天井
設置場所	1階地下室(リビング 北面)
使用製品	断熱材(吹込・吹付以外)
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

【施工前(解体撤去前)】

交付番号を記入したボード等が写っている施工前写真を忘れずに撮影してください。
※写真の提出がない、又は事業番号が写っていない写真(不鮮明で読み取れない写真を含む)を提出した場合、事前着工とみなし補助金の支払いができないことがあるので特に注意してください。

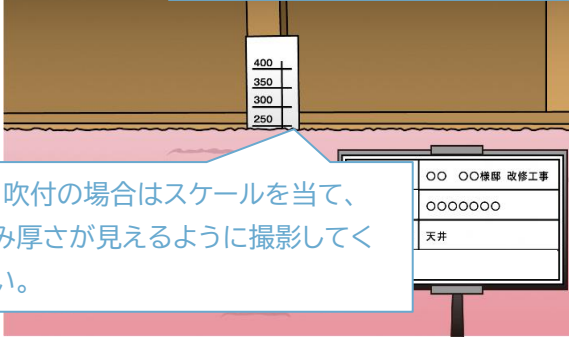
吹込・吹付の場合はスケールを当て、「0」が見えるように撮影してください。



【施工後】

・施工面全景がわかるように施工前及び施工後、それぞれ撮影してください。(東西南北4枚以上)
・下屋がある場合は、下屋も撮影してください。

吹込・吹付の場合はスケールを当て、吹込み厚さが見えるように撮影してください。



【その他】

(株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかるように製品ごとに撮影し、左右に並べて貼り付けてください。

・断熱材の吹込・吹付製品で改修する場合は、指定施工業者名を入力してください。

・断熱材の吹込・吹付製品で改修する場合は、納入製品も撮影してください。
・ラベルの内容が確認できるように撮影してください。

- ・補助対象となる改修部位すべてを施工前・施工後それぞれ撮影してください。
- ・縦に撮影した場合は写真を縦に貼付け、写真の縦横比は変更しないでください。
- ・工事用黒板アプリは使用不可です。
- ・吹付・吹込の場合は、スケールや厚み検査ピンで厚みを確認できるように撮影してください。

様

実績報告確認写真（断熱材）

※ポ
※不鮮

必要事項を全て入力してください。

ページ数を入力してください。

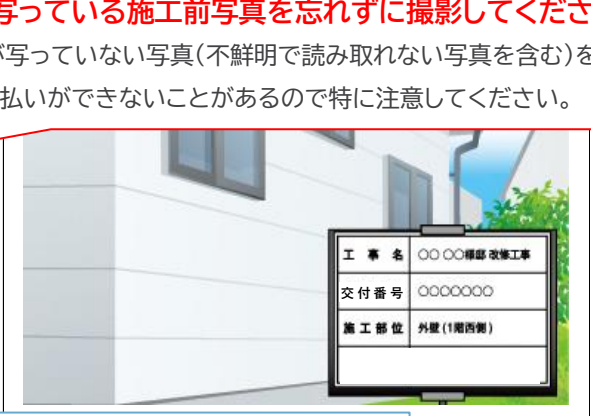
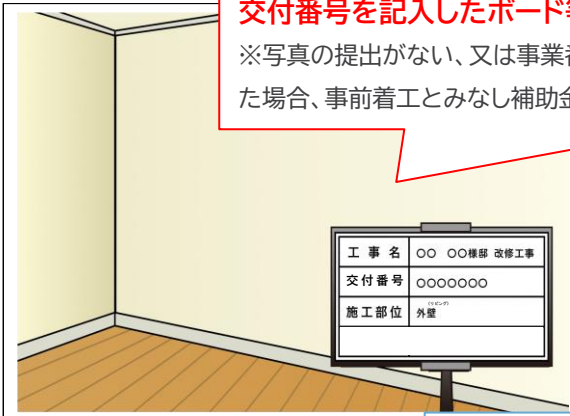
2 / 3 ページ

は再撮影を求めるので注意すること。施工前写真は再撮影ができないため、特に注意すること。

施工部位	外壁
設置場所	2階天井(裏面)
使用製品	断熱材(吹込・吹付)
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

施工部位	外壁
設置場所	1階地下室(リビング 北面)
使用製品	断熱材(吹込・吹付以外)
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

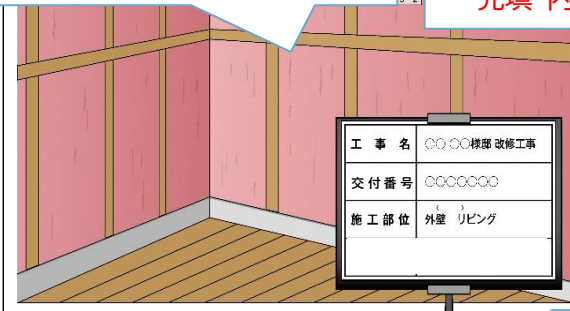
【施工前(解体撤去前)】



交付番号を記入したボード等が写っている施工前写真を忘れずに撮影してください。

※写真の提出がない、又は事業番号が写っていない写真(不鮮明で読み取れない写真を含む)を提出した場合、事前着工とみなし補助金の支払いができないことがあるので特に注意してください。

吹込・吹付の場合はスケールを当て、吹込み厚さが見えるように撮影してください。

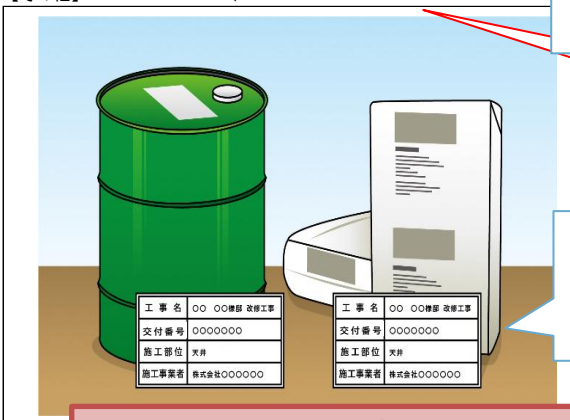


・施工面全景がわかるように施工前及び施工後、それぞれ撮影してください。
(外張り工法の場合:東西南北4枚以上
充填・内張り工法の場合:各室)



【その他】

(株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇)



断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかるように製品ごとに撮影し、左右に並べて貼り付けてください。

・断熱材の吹込・吹付製品で改修する場合は、指定施工業者名を入力してください。

・断熱材の吹込・吹付製品で改修する場合は、納入製品も撮影してください。
・ラベルの内容が確認できるように撮影してください。

・補助対象となる改修部位すべてを施工前・施工後それぞれ撮影してください。
・縦に撮影した場合は写真を縦に貼付け、写真の縦横比は変更しないでください。
・工事用黒板アプリは使用不可です。
・吹付・吹込の場合は、スケールや厚み検査ピンで厚みを確認できるよう撮影してください。

実績報告確認写真（断熱材）

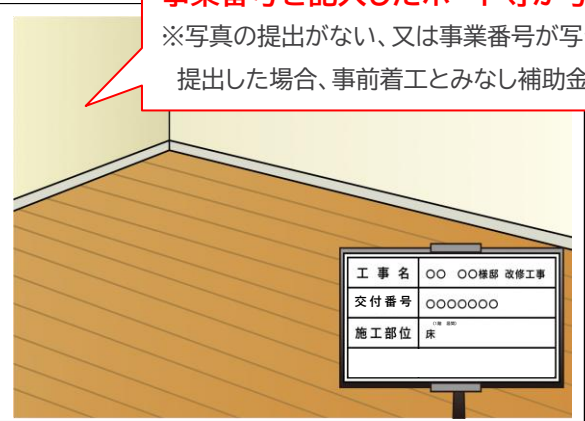
※必要事項を全て入力してください。 ※不鮮明な写真は再撮影を求めますので注意すること。施工前写真は再撮影ができないため、特に注意すること。

ページ数を入力してください。 3 / 3 ページ

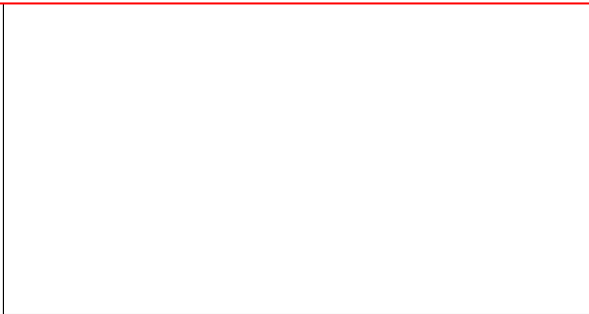
施工部位	床
設置場所	1階 居間(1層目)
使用製品	断熱材(吹込・吹付以外)
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

施工部位	床
設置場所	1階 居間(2層目)
使用製品	断熱材(吹込・吹付以外)
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

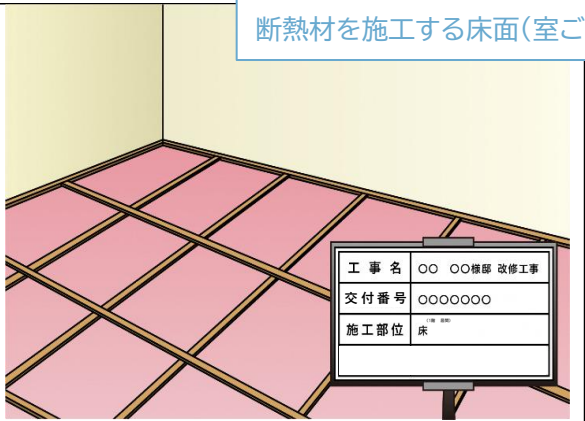
【施工前(解体撤去)



事業番号を記入したボード等が写っている施工前写真を忘れずに撮影してください。
※写真の提出がない、又は事業番号が写っていない写真(不鮮明で読み取れない写真を含む)を提出した場合、事前着工とみなし補助金の支払いができないことがあるので特に注意してください。

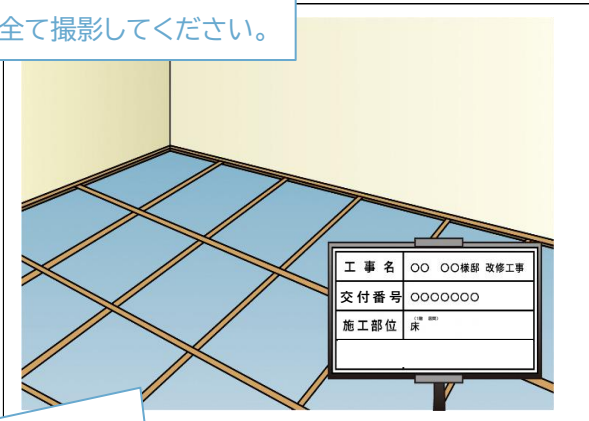


【施工後】



断熱材を施工する床面(室ごと)全て撮影してください。

【施工後】



【その他】

断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかるように製品ごとに撮影し、左右に並べて貼り付けてください。

吹付の場合は、天井の例を参考に撮影してください。

- ・補助対象となる改修部位すべてを施工前・施工後それぞれ撮影してください。
- ・縦に撮影した場合は写真を縦に貼付け、写真の縦横比は変更しないでください。
- ・工事用黒板アプリは使用不可です。
- ・吹付・吹込の場合は、スケールや厚み検査ピンで厚みを確認できるよう撮影してください。

実績報告確認写真（窓・ガラス）

※ボードが
※不鮮明

必要事項を全て入力してください。

ページ数を入力してください。

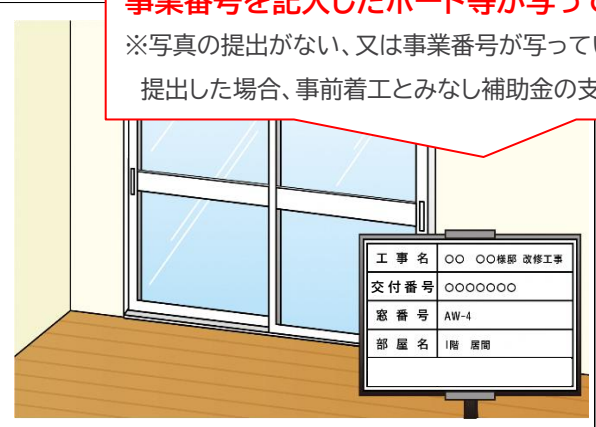
(1 / 1 ページ)

は再撮影を求めるので注意すること。施工前写真は再撮影ができないため、特に注意すること。

設置場所	1階 居間
使用製品	窓
改修工法	カバー工法窓取付
製品名	〇〇〇〇〇〇〇
窓番号	AW-4

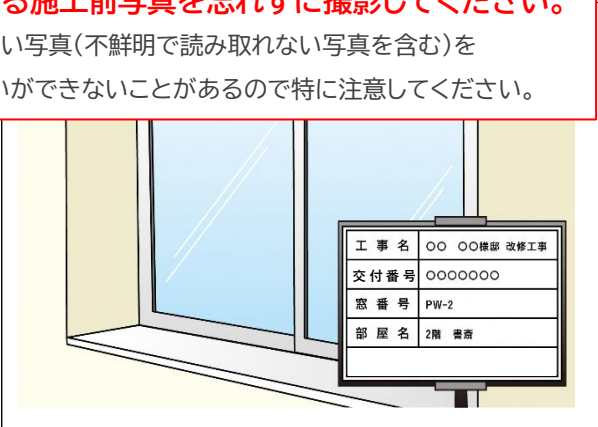
設置場所	2階 書斎
使用製品	窓
改修工法	内窓取付
製品名	〇〇〇〇〇〇〇
窓番号	PW-2

【施工前(解体)

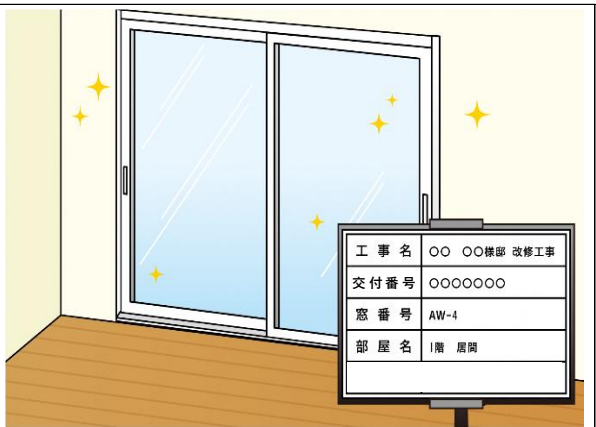


事業番号を記入したボード等が写っている施工前写真を忘れずに撮影してください。

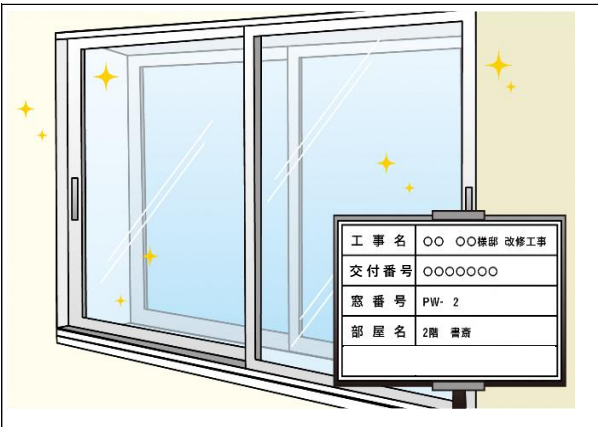
※写真の提出がない、又は事業番号が写っていない写真(不鮮明で読み取れない写真を含む)を提出した場合、事前着工とみなし補助金の支払いができないことがあるので特に注意してください。



【施工後】



【施工後】



【その他】



撮り直しとなる例

- ・ 必要事項が記載されたボード(工事看板)が写っていない
またはボード(工事看板)の字が読めない
- ・ カーテンがかかっている、切れている等で窓全体が写っていない
- ・ ピントが合っていないため、対象物やボードの文字が不鮮明
- ・ 写真が暗い

- ・ 補助対象となる改修部位すべてを施工前・施工後それぞれ撮影してください。
- ・ 縦に撮影した場合は写真を縦に貼付け、写真の縦横比は変更しないでください。
- ・ 工事用黒板アプリは使用不可です。

実績報告確認写真（玄関ドア）

※ポート
※不鮮明

必要事項を全て入力してください。

ページ数を入力してください。

(1 / 1 ページ)

は再撮影を求めらるので注意すること。施工前写真は再撮影ができないため、特に注意すること。

設置場所	玄関
使用製品	玄関ドア
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇

設置場所	
使用製品	
製品名	

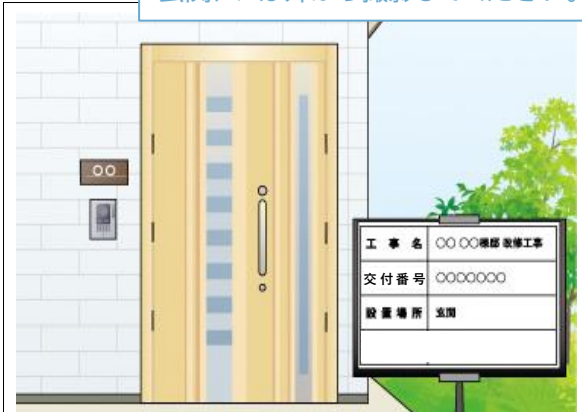
【施工前（解体撤去前）】



事業番号を記入したボード等が写っている施工前写真を忘れずに撮影してください。

※写真の提出がない、又は事業番号が写っていない写真（不鮮明で読み取れない写真を含む）を提出した場合、事前着工とみなし補助金の支払いができないことがあるので特に注意してください。

【施工後】



玄関ドアは外から撮影してください。

【施工後】

【その他】

(

)

【その他】

(

)

- ・補助対象となる改修部位すべてを施工前・施工後それぞれ撮影してください。
- ・縦に撮影した場合は写真を縦に貼付け、写真の縦横比は変更しないでください。
- ・工事用黒板アプリは使用不可です。

南相馬市長

提出日を記入してください。

令和○年 ○月 ○日

申請者住所 南相馬市原町区本町○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎



「交付決定通知書」に記載された
交付決定日及び交付番号を記載
してください。

既存住宅断熱改修支援事業補助金交付請求書

捺印をしてください。

付南相馬市指令 第 号で交付決定のあった南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金について、南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金第11条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

補助金交付額と同額を記載してください。

請求金額	円
------	---

振込先

補助金振込先	金融機関				支店名		
	預金種別	普通 ・ 当座					
	口座番号 (右詰め)						
	フリガナ 口座名義人						
添付書類	振込先の通帳の写しなど金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる書類を添付すること。						

南相馬市長

提出日を記入してください。

令和○年 ○月 ○日

申請者住所 南相馬市原町区本町○丁目○番地

申請者氏名 南相馬 太郎

既存住宅断熱改修支援事業補助金財産処分等承認申請書

南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金で設置しました補助対象設備について、処分したいので、南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金第15条第3項の規定により財産処分等承認申請書を提出します。

記

1 交付年度 年度

2 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日 南相馬市指令 第 号

3 交付決定補助額 818,000 円

4 補助対象設備 窓・ガラス・玄関ドア

5 処分の時期 令和○年 ○月

6 処分の理由 ○○○○のため

「交付決定通知書」に記載のある交付決定日及び交付番号を記載してください。

交付決定額と同額を記載してください。

補助対象設備を全て記載してください。

処分の時期を記載してください。

処分の理由を記載してください。